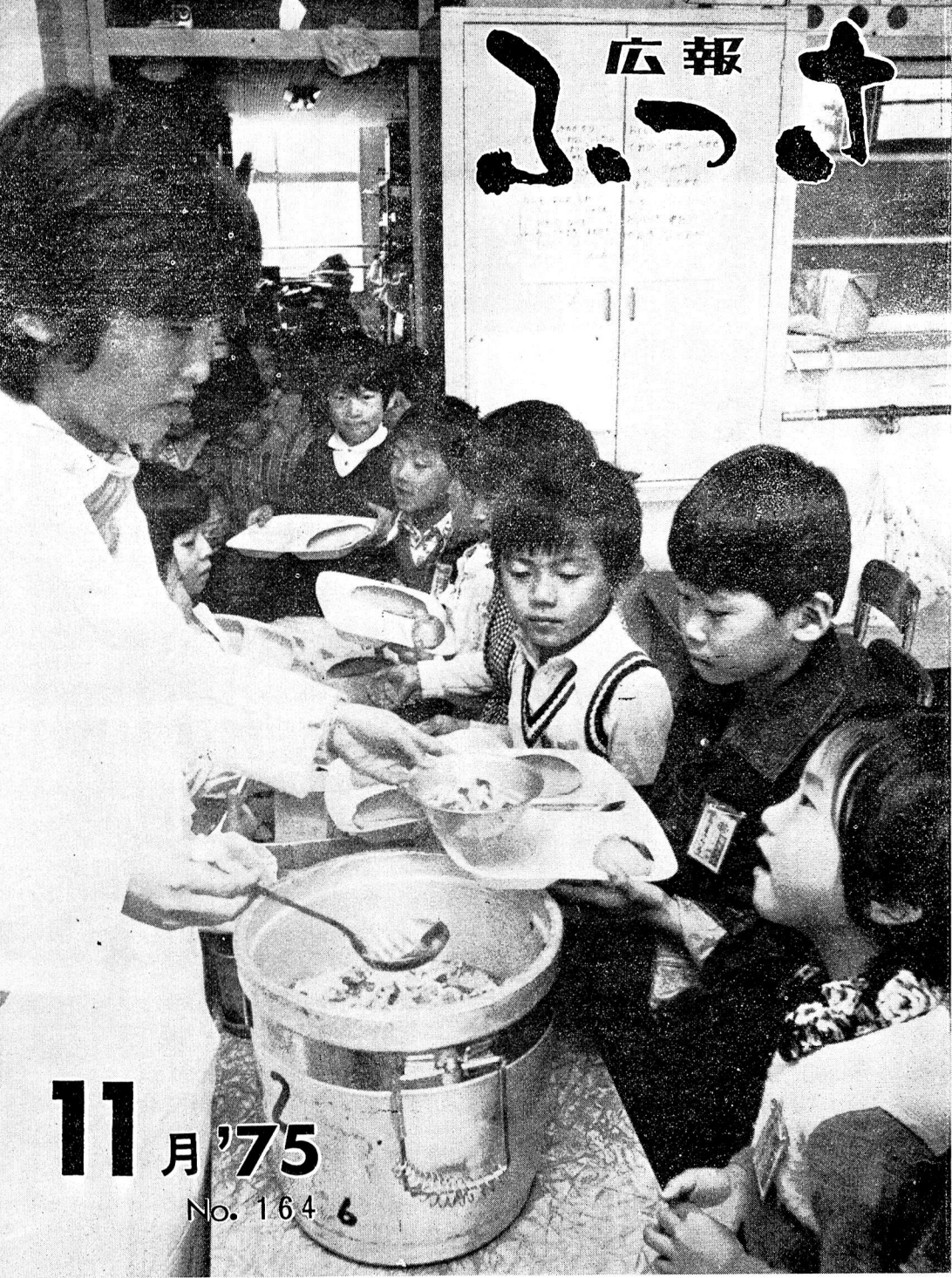


# 広報ふたば



# 11月'75

No. 164 6

# 大切な野生樹木の保護

先月号につづき、福生市文化財専門委員会がすすめている植物調査の中間報告から要約してお知らせします。

この調査は、49年7月から始まり、3年間で市内のみどりの実態を調べるものです。

1年目の報告では、多摩工業高校一熊川の内出交差点—玉川上水福生橋—市役所—福生警察署を結ぶ道路を境に多摩川寄りの地域に野生する植物と公共施設や社寺に植えられ植栽樹が一本一本数えられ、その実態が明らかにされています。

## 宮本橋周辺と

### 段丘に集中

#### 野生する植物の生育地

調査区域内に野生する植物の生育地は玉川上水岸、段丘崖と多摩川岸で、三つの流れがあります。が、羽村境付近で一本になってしまします。

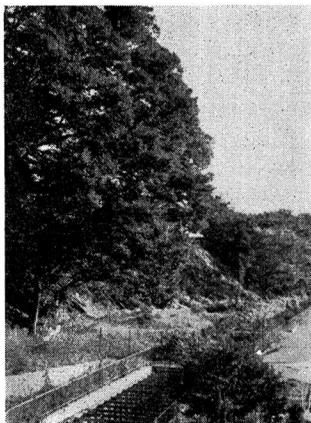
樹木の量が多い地区は、玉川上水の熊野橋から羽村境にかけての地区と、熊野橋から昭島橋の福生熊川住宅へかけての段丘崖で、両地区とも樹木量はそれぞれ全体の三〇%以上を占め、二地域を合わせると六七%にもなります。

また、熊川の第五小学校近くの真福寺周辺は竹類が多く見られますが、ここは段丘崖に近いので、この地区を含めると、実に、みどりの九〇%は宮本橋、羽村境間と段丘崖にあることになります。

#### 常緑樹と落葉樹の割合

本橋 宮羽  
村境間では、九五%が冬には葉の落ちる落葉樹であり、一年中おおあおとした常緑樹はわずかに五%にすぎません。

一方、熊野橋、福生熊川住宅間の段丘では常緑樹四〇%、落葉樹



段丘は野生樹木の貴重な生育場所

六〇%とほぼ半分に近くなっています。

この両地区の常緑樹、落葉樹の違いは、主に地勢の違いによるものと考えられます。つまり、前者は、やや平坦な地形上に樹林があり、武蔵野の平地林の流れをくむものと解され、一方、後者は段丘崖の西向き傾斜面にへばりつくように樹林が形成され、しかも段丘崖の断面には、あちこちに湧き水がみられ、日陰でもよく育つ植物に向く環境にあるためと推測されます。

## ケヤキ・エノキは

### 全地域に

#### 個々の分布状態

野生する樹木が生育する場所は、その木々の性質、土地の状態、生育条件などによって全域にまなく生育するもの、ある特定の地域に片寄って生育するもの、集団をつくっているものなどさまざまです。

常緑樹の主なものでは、アラカン・シロダモはホテル公園付近や永田橋、第五小横の段丘崖に集中しています。ただし、シロダモは、多摩川岸にはほとんど見られません。ヒノキ、スギは新橋と清岩院橋の間に人が加わった分布をしています。

ヤブツバキの分布はシロダモにやや似ており、アオキは玉川上水の一部、段丘崖の一部、多摩工業高校隣の平地林に主に生育しています。イヌツゲは、ほぼヒノキ、スギに近い分布が見られ、シロロは熊川神社と清水坂間の段丘崖、真福寺周辺に多くみられます。これら九種類の内、スギ、ヒノキ、シロロを除いた、六種は、比較的似かよった分布を見せ、水湿性の高い地区に生育しています。

落葉樹は、コナラ、エゴノキが宮本橋上流の地域と多摩工業高校隣の平地林に多く見られます。宮本橋上流の地域では、この他にイヌシデ、ムラサキンキブ、ガマズミ、カマツカ、イボタガ集中しています。

ケヤキ、エノキ、クサギの三種類は本数に違いはありますが、調査区全域に生育しています。ムクノキは、平均して分布していますが、段丘崖に限られ、ケヤキと重なって生育し、主要な樹木となっています。ヌルデ、タラノキは、それぞれ独自の分布形態が見られ、タラノキは五日市線の北側斜面に集中しているのが特徴です。

これら落葉樹の分布を大きく分けてみますと、特定の地域に集中して生育するものに、コナラ、エゴノキなどの







### 古い厚生年金

#### 期間を生かさう

通常の場合、昭和三十六年四月一日以前だけの加入期間は通算年金を受ける対象期間とはなりません。

ただし、厚生年金喪失後国民年金に加入した方は、脱退手当金を受けなかった期間にかぎり通算対象期間となります。

古い厚生年金期間だけの方は、国民年金に加入しましょう。

### 年金受給権を

#### とりもどそう

次のことに該当する方は、年金受給権を失うこともあります。十二月三十一日まで必ず特例納付の適用を受けてください。

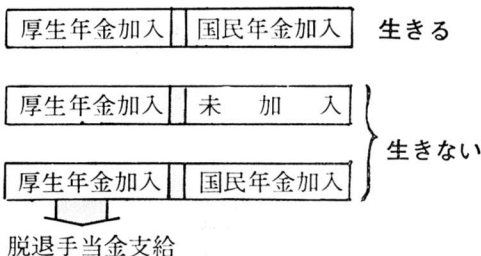
一、現在まで引き続き、強制加入者で

かけ金の未納期間があるとき。

二、すでに六十歳になって資格を喪失

した人で（国民年金の老齢年金や通算老齢年金の受給権者以外の人）強制加入期間中のかげ金の未納期間があるとき。

昭和36年4月1日



三、任意加入している人で、結婚前や配偶者が他の公的年金に加入する以前の強制加入期間中のかげ金の未納期間があるとき。

四、現在国民年金以外の公的年金に加入している人で、その年金に加入する前に国民年金の強制加入期間中のかげ金の未納のあるとき。

また、明治四十四年四月二日以降に生まれた方で、加入の届け出をしていなかったために被保険者となっていない人も、いま届け出をすれば、強制加入の要件に該当する期間は、特例納付の対象期間となります。

### まちの話題

十月二十二日、七小の南側、高橋角蔵さん（熊川一〇五八）の畑で幼稚園児のいもほりが行われました。バスから降りたとき、幼稚園児たちは大はしゃぎ。なえ植えから草むしりまで少しでも自然にしたいしめるようにと先生方の指導のいかがあつてか、小さな手のドロだらけにしていもを掘る園児たちの喜びもひとしお。「このおいも、ごはんをたくさん食べたからこんなに大きくなったんだね」と大きなさつまいもが掘り出されるたびに歓声があがり、一時ももうしないうちにビニール袋がいっぱいでした。

### まちの話題

#### ほくのおいも こんなに大きいよ



### まちの話題



### 今年も豊作だ

稲を束ねる手に力が入る。秋晴れの十月二十一日、市民体育館の南側に当たる田村信さん（福生一一〇九）の田んぼで稲刈りが行われた。

市内に残された田んぼはここだけで面積は約八千五百平方メートル。丁度市役所の二倍位の広さしかない。

「五年ぐれえ前は、この辺全部田んぼでな、春はレンゲ、秋は黄金の稲穂が波うってきれいだったけどな」とさびしそう。

しかし、今年には史上最高の豊作だという。「うちの田んぼも玄米にしたら十二俵ぐれえ取れるかな」と語る田村さんの日に焼けた顔に、おもわず笑いが浮かぶ。



# 大切に使っています

## あなたの税金

### 昭和50年度 上半期 財政状況

どこからお金が入ってきて、どんな所にお金を使っているのか、市民の皆さんに理解していただくために、毎年六月と十一月の二回に分けて、市の財政を公表しています。

今回五十年度上半期(昭和五十年四月～九月)は、ゴミ処理、道路、公共施設建設、教育など市の大部分の仕事を支える一般会計を中心にお知らせします。

#### 一般会計

昭和五十年度の一般会計の当初予算は、六十三億四千四百八十五万六千円で前年度と比較しますと四六・九%伸びています。

今年度は、一号補正が二百四十二万円ありましたが、その後、九月の定例議会での補正予算は、十月に入って可決されたため九月三十日現在では、昨年のように補正による予算の大幅な変化はありません。

しかし、四十九年度分から繰越明許費によって繰り越された下水道の事業費十三億七千八百五十八万九千円が繰り入れられたため、予算現額は七十七億二千五百八十六万五千円となっています。

この予算のうち上半期(昭和五十年四月～九月)の収入済額は、二十二億

五千八百五十万三千円で予算現額の二九・二%、支出済額は、十九億四百七十九万五千円で予算現額の二四・七%となっています。

歳入・歳出の、こまかい点については別表①をご覧ください。

#### 上半期の主な支出

- ▽武蔵野幹線排水路工事……四億三千二十六万四千円
- ▽六小増築第五期建築工事前払い金……二千四百万円
- ▽仮称玉川台児童遊園整備工事……百七十四万円
- ▽市道五一～二号線排水管理設工事……九百八十八万円
- ▽市道幹Ⅱ一～二号その一・二、市道二二～三号線舗装工事……三百七十六万五千円
- ▽市道二八一、一四〇～一四〇号線舗装新設工事……四百六十一万円
- ▽二小放送設備改良工事……百七十七万円
- ▽二中散水器具設置工事……百四十二万三万円
- ▽一中校舎前通路舗装工事……百九十三万円
- ▽四小増築第三期電気設備工事前払い金……百七十九万円

#### 特別会計

#### 特別会計

特別会計には、区画整理・国民健康保険・公益質屋・公共用地・下水道事業会計の五つがあります。運営は、各会計とも順調に運営されています。

(別表②参照)

別表②

| 区分     | 予算現額      | 収入済額    | 支出済額    |
|--------|-----------|---------|---------|
| 区画整理会計 | 470,698   | 171,709 | 31,580  |
| 国民健康保険 | 449,416   | 175,488 | 148,934 |
| 公益質屋   | 4,071     | 2,188   | 1,957   |
| 公共用地   | 1,010     | 2,995   | 0       |
| 下水道事業  | 470,000   | 48,710  | 46,300  |
| 合計     | 1,395,195 | 401,090 | 228,771 |

#### 市民1人当りの税負担は



| 一般会計        |        | (別表(1))    |       |
|-------------|--------|------------|-------|
| 予算現額        | 収入済額   | 予算現額       | 支出済額  |
| 39億172万円    | 172万円  | 35億3,832万円 | 16.5% |
| 13.8%       |        |            |       |
| 14億8,843万円  | 59.1%  | 17億5,601万円 | 14.5% |
| 0%          |        |            |       |
| 4億9,970万円   | 81.0%  | 9億2,662万円  | 44.7% |
| 4億9,270万円   | 20.6%  | 5億8,113万円  | 43.2% |
| 3億8,608万円   | 26.1%  | 3億9,830万円  | 47.3% |
| 3億4,345万円   | 0%     | 1億6,924万円  | 37.0% |
| 2億7,565万円   | 0%     | 1億4,859万円  | 38.7% |
| 1億6,500万円   | 100%   | 9,614万円    | 41.9% |
| 分担金及び負担金    | 48.2%  | 5,071万円    | 73.0% |
| 4,698万円     |        | 3,801万円    | 28.3% |
| 自動車取得税交付金   | 34.3%  | 1,284万円    | 0%    |
| 4,820万円     |        | 894万円      | 39.4% |
| 繰越金         | 153.4% | 100万円      | 0%    |
| 3,500万円     |        |            |       |
| 使用料及び手数料    | 52.8%  |            |       |
| 1,832万円     |        |            |       |
| 地方譲与税       | 33.9%  |            |       |
| 1,350万円     |        |            |       |
| 交通安全対策特別交付金 | 0%     |            |       |
| 840万円       |        |            |       |
| 財産収入        | 1.3%   |            |       |
| 274万円       |        |            |       |

### 市債の状況

未償還元金15億7,564万円

| 事業別                   | 借入先別               |
|-----------------------|--------------------|
| 土木都市計画関係<br>1億6,875万円 | 大蔵省<br>4億7,717万円   |
| 義務教育<br>5億5,885万円     | 郵政省<br>2億9,570万円   |
| 厚生福祉<br>1億8,778万円     | 市中銀行<br>4億5,010万円  |
| 衛生<br>1億8,020万円       | 東京都<br>2億6,725万円   |
| 下水道事業<br>2億3,030万円    | 市町村共済組合<br>3,454万円 |
| その他<br>1億4,976万円      | その他<br>5,088万円     |

### 市有財産

|              |           |
|--------------|-----------|
| 土建地          | 33万9,073㎡ |
| 乗用車(兼貨物車を含む) | 12台       |
| 貨物自動車        | 9台        |
| 消防自働車        | 6台        |
| 大型自働車        | 1台        |
| 軽自働車         | 2台        |
| 電子オルガン       | 11台       |
| その他          | 268点      |

### 水道事業会計

| 予算額       | 収入率   | 予算額   | 支出率 |
|-----------|-------|-------|-----|
| 3億1,646万円 | 33.6% | 31.9% |     |
| 2億580万円   | 41.8% | 39.5% |     |
| 1億1,066万円 | 18.4% | 17.7% |     |

上半期の主な支出  
 ▼武蔵野台七号線……三百九十三万円  
 ▼第三上水場北側……二百九十一万四千円  
 ▼武蔵野台一号线……三百五十四万四千円  
 ▼市道加美四・五号線……四百三十二万四千円  
 ▼市道加美一・一九八号線……三百二十万四千円  
 などの各給水管埋設工事です。

### 水道事業の業務状況

昭和五十年度の水道事業は、五十年二月から東京都へ移ったため受託事業となり歳入歳出が同額の三億一千六百四十六万円です。財源は、全額東京都からの委託金によってまかなわれま

### 許費

市では、年度初めに、どれくらいの仕事をするか、その仕事にかかるか、どれくらいのお金がかかるか、その仕事に使うお金は、どこから入ってくるかを計算します。これが予算です。

この予算には、会計年度独立の原則というのがある、その年度内の支出は、その年度内の収入で賄わなければならない(これは年度を区切ることによって、収入支出を明らかにするとともに、収入に見合った仕事をしているかを市民の皆さんによくわかってもらうためです)と決まっています。

しかし、ある仕事に百万円の費用がかかると予算で決めていたものが、仕事の遅れなどで六十万円分の仕事しかできず、四十万円分の仕事が残ってしまった場合、予算で決めたとおりの支出ができません。

このように、その年度内に仕事を終えることを予定し事業を計画し予算化していったにもかかわらず、その年度内に支出の終わらないものについては、あらかじめ議会の議決を経て、翌年度に繰り越して使うことができます。これを繰越明許費といいます。



# 基準地価格

## 決まる

都の基準地は、国土利用計画法の規定に基づいて知事が毎年一回基準地の適正価格を判定するために実施します。

この規定に基づいて実施されたのは今年が最初ですが、昨年は地価公示制度の拡充計画事業の一環として予備調査を行っています。

これらと比較すると、地価公示地（建設省発表）と同様平均十二・三パーセントの値下りが見られました。

### 児童手当が

### 上がりました

十月一日から各児童手当が次のとおり改正されました。

- 児童手当（国の制度）五千元
- 育成手当（都の制度）三千五百円
- 障害手当（〃）五千五百円
- 特別手当（〃）五千元
- 児童扶養手当（国の制度）一万五千六百円

価格判定の基準日 昭和50年7月1日

| 基準地の地番         | 49年度    | 50年度    | 値下り率<br>% |
|----------------|---------|---------|-----------|
|                | 円       | 円       |           |
| 福生市北田園 2～15～5  | 65,000  | 57,000  | 12.3      |
| 〃 南田園 2～3～3    | 60,500  | 54,000  | 10.7      |
| 〃 福生加美 1.521～1 | 65,000  | 57,500  | 11.5      |
| 〃 本町 15～1      | 124,000 | 106,000 | 14.5      |
| 〃 〃 65～2       | 204,000 | 173,000 | 15.1      |
| 〃 福生奈賀 874～1   | 102,000 | 96,800  | 5.0       |
| 〃 武蔵野台 1～19～2  | 61,000  | 53,000  | 13.1      |
|                |         | 平均      | 12.3      |

#### 特別児童扶養手当（国の制度）

身体障害者手帳

- 一～二級 一万八千円
- 三～四級 一万二千元
- 愛の手帳一～二度 一万八千円
- 〃 三度 一万二千元

なお、手当額の改正にともない、児童扶養手当、特別児童扶養手当の児童の国籍要件撤廃・特別児童扶養手当の中度引き上げ、特別福祉手当の廃止等が行われました。

詳しくは、福祉事務所福祉係（☎51115111内線34273）へ。

### 有利な青色申告

個人で営業している方は、有利な青色申告をしましょう。  
青色申告は、経営の合理化や事業の発展に役立つほか、税金の計算の面で



### 自転車専用レーン

■ 新設 ■

福生駅東口前から福生病院前を通り羽村町に至る、都市計画道路Ⅱ・二・二（通称柳通り）に自転車レーンが新設されました。

これは、自転車安全利用拡大対策としてマイカー利用者が車から自転車に乗りかえることを期待して実施されました。

自転車レーンは、現在の車道部分に歩道から一・五メートルを専用レーンとして両側に設けています。

自動車は、このレーン内への乗入れ

も数多く有利な点があります。  
なお、申告所得税第二期分の納期は十二月一日までです。期限内に納税してください。  
くわしくは、青梅税務署にお問い合わせください。  
（☎042812213185）

### 教育委員に

### 野島茂雄氏

前委員、斎藤博氏の任期満了に伴い九月の定例市議会で野島茂雄氏（熊川六七一）が教育委員に選任同意されました。今後四年間、教育委員としてご活躍いただきます。

なお、教育委員会委員長に田村政一氏、同職務代理者に来住野元一氏が決まりました。





## 公職選挙法が

### 変わりました

今回の公職選挙法の改正は、最近の選挙の実情を考え、衆議院議員の総定数、各選挙区に於ける定数については是正を行うとともに、選挙の腐敗を防止し、お金のかからない選挙を実現するために行われました。

▽衆議院議員定数 五百十一人  
今まで各選挙区間の議員一人当りの人口格差については、最高四・八倍ありましたが今回の改正で約二・九倍と縮小されました。  
なお、東京都第七区は、第七区と第十一区に分割され、福生市は、第十一区になりました。定数は、両区とも四人づつです。  
▽文書図画の制限  
今回の改正により許可された以外

福生市では、昭和六〇年までには全市民が下水道を利用できるように、今急ピッチで工事をすすめています。

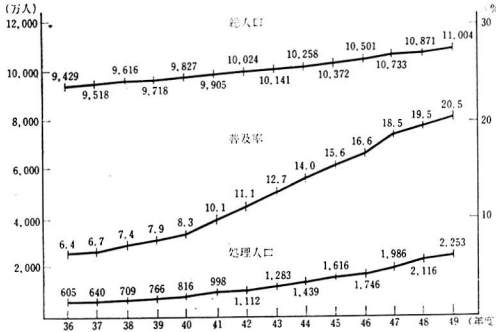
## 下水道の豆知識

### ②6 下水道の普及状況

#### その(2)

日本全体の処理人口普及率は、グラフのように昭和四十九年度でようやく二〇％に達しました。しかしこれは、逆に言えば日本人の八〇％の人が下水道を利用できないでいることを意味しています。

処理人口普及率



のものは一切掲示できません。  
▽寄付の禁止  
今後、候補者や立候補予定者は、選挙に関係あるなしかかかわらず、お祭りの寄付、花輪、香典、お中元やお歳暮等お金や品物を贈ることはできません。  
▽機関紙等の頒布の制限  
選挙では、いつも多数のビラが配布されていますが、今後はビラの各戸投込等が禁止され、頒布について大幅に制限されます。  
▽その他の改正点  
選挙の公営の拡充・供託金の引き上げ、運動員等の実費弁償等の基準・解散電報等の禁止。

以上のように、今回はいろいろな改正が行われました。しかし明るい選挙の実現には、みなさん一人一人が政治に関心を持ち、金権選挙追放の姿勢を持つことが大切です。

## お中元やお歳暮は

### できません



## 悪質な訪問販売にご注意

主婦一人の家庭をねらって、消火器やガスもれ警報器の悪質な訪問販売が増えています。  
販売方法は大変巧妙で、「都からの勧告により、この住民は消火器を設置しなければいけない」とか「消防署から来た」ということをにおわしたりまた、ガス会社の検査員を装って「警報器設置が義務つけられている」かのように説明したり、いつわりの購入名簿を見せるなど、いろいろと手がこんでいます。

このような販売方法はいろいろな問題がありますが、法律で規制することはなかなかできません。  
購入した商品は、すでに売買契約が済んでいますし、お金を払ってしまっているのは、返品したく思ってもあとのまっすりです。消費者相談へ持ち込まれても解決困難なことがしばしばです。買った後で困る前に、販売員のうそを見抜き、いらぬものは断固として買わない、強く賢い消費者になりましょう。

## 消費者コーナー





### 融資限度五割増額

## 年末資金に

### 制度資金を

市内で事業を営む方のための福生市中小企業振興資金の限度額が、今までの運転資金百万円、設備資金二百万円以内から、運転資金百五十万円、設備資金三百万円まで増額されましたのでご利用ください。なお、年末資金に利用する場合は、十二月十日までに申し込んでください。十日を過ぎますと年内に融資できないことがあります。

利率、返済方法、資格などくわしいことは、福生市商工会(☎51-2927)または市役所経済課商工係(☎51-1511内線293)へ、お問い合わせください。

12月1日～7日

## ゴミ減量運動週間

不潔と物価高の中で節約ムードが高まり、ゴミの量が減少しているかのようには思えませんが、今年も、あい変わらず昨年の一割近く増加しています。これは一か月当たり平均九十トン、収集車にして四十五台分に当たります。

ゴミの増加は資源をムダにしたうえ税金のムダ使いにもなります。ゴミ減量運動週間を機会に、ゴミに対してもう一度認識を深め、少しでもゴミの量を少なくしましょう。また、期間中には廃品回収の実施、収集所の清掃、不用品販売などが行われますので協力をお願いします。

## 表紙は語る



四時間目が終わる頃、廊下には給食のおいしそうなにおいがただよいます。今日の献立はパンにチーズ、牛乳にかきたまうどん。デザートにみかんもついています。

一学期は六年生が手伝ってくれたが二学期からは自分たちでやっている。先生と給食当番五人が、十分もしないうちに、手際良く盛り付けられる。先生の合図で「いただきます」。午前中で一番元気の良い声が聞こえた。

### 不用品即売会

日時 12月3日(水)  
午後一時～五時 場所 西武信用金庫別館ホール ※販売する品物は、各町会をとおして集めます。

### 減量・美化標語募集

量・美化

標語を毛筆で、大きさは半紙二枚まで募集期限 十一月二十五日(火) 対象者 市内在住の小中学生 応募先 環境保全課環境衛生係(☎51-1511内線293) ※応募者全員に参加賞をさしあげます。

### 募集します

## 野鳥観察会

日時 十二月七日(日) 午前八時

日 時 十二月七日(日) 午前八時  
場 所 柳山公園付近  
講 師 専門家  
主 催 サークルビショップ  
申込先 市民体育館教育委員会社会教育係(☎52-155113)

## 女性弓道教室

日時 十一月十五日から毎週土曜日  
午前十一時～午後二時  
場 所 市民体育館弓道場  
申込先 市民体育館窓口(☎52-15511) または、荒井(☎51-5431)へ。

※ 道具は用意してあります。ご家族での参加も歓迎します。

## 成人のつどい

### 準備委員

来年一月十五日に行われる成人のつどいを二十歳の力で、皆さんの手で開催しませんか。

十一月二十三日から準備委員会を行いますので、お気軽にご参加ください。

日時 十一月二十三日(日) 以後毎週日曜・木曜の午後七時から

会場 福祉会館三階和室  
内容 成人のつどい企画・準備、二十歳の交流と仲間づくり

該当事者 昭和三十年四月二日から三十一日四月一日までに生まれた方

お問い合わせ 市民体育館内教育委員会社会教育係(☎52-15511)

やめてください

### 犬の放し飼い

郵便配達員や広報紙配布員が、犬の被害を受けてこまっています。

